陳情第１２４号	受理年月日	平成３１年３月１３日
付託委員会	経済港湾委員会	
件　　名	働きやすい雇用創出のための短時間正規労働促進について	

要　旨

　全国的にブラック企業等があり、長時間労働やサービス労働を行っている実態があるとされる。また、体力の低い者や家庭の事情等によっては、標準の労働が耐えられない者もいるという。障害者や高齢者、子育て中の保護者など、いわゆる短時間労働でしか就労できない者に対し、現状、雇用状況は厳しいものがある。派遣会社等では、実質適切な業務がなく、あっせんを行わないケースもあるようである。

　ついては、それらの改善を求めるため、下記の決議を可決していただきたい。

記

１　標準の労働が耐えられない国民に対し、行政は、国民の権利を擁護するため、企業に対し、事業所での短時間就労の促進やＳＯＨＯ及び在宅勤務など､さまざまな状況に合わせた労働の提供を促進するよう、常に継続して尽力しなければならない。

２　短時間労働であっても、会社の勤務者として、企業の一部負担による社会保険、厚生年金、雇用保険の一部支払い及び一部適用ができるように制度を整備するよう求める。

３　これらの事項について、推進していくよう求める。